

## 第 33 回人口・社会統計部会結果概要

1 日 時 平成 24 年 1 月 10 日（火） 15:30～17:35

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長）津谷典子

（委 員）廣松毅、白波瀬佐和子

（専 門 委 員）原ひろみ、水野谷武志

（審議協力者）内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

（調査実施者）総務省統計局：栗原労働力人口統計室長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：空閑調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 労働力調査及び就業構造基本調査の変更等について

5 概 要

（1）労働力調査の答申案について

部会長から、労働力調査の変更等についての答申案が示され、審議の結果、一部文言の修正を行うこと並びに前回答申の課題への対応及び今回答申案の「今後の課題」に関する記載を整理することを前提に答申案は採択された。当該修正等については、部会長に一任され、答申案は所要の修正等の後、平成 24 年 1 月 20 日に開催予定の統計委員会において部会長から報告することとされた。

主な意見は、以下のとおり。

ア 労働力調査の前回答申（「諮問 271 号の答申 労働力調査の改正について」（平成 13 年 6 月 8 日統審議第 3 号））の課題への対応状況について

特定調査票の調査結果の毎月公表の可能性の検討に関する課題については、失業者に関する調査結果の場合、失業者の出現数が少ないことから毎月公表は適当でないとのことだが、就業者に関する調査結果を毎月公表することについてはどうか。

就業者の場合も、年齢や性別とクロス集計した数値は出現数が少なくなる可能性がある。また、就業状況と失業状況は一体的なものであるため、就業者に関する調査結果のみを公表し失業者に関する調査結果を公表しないことについては慎重に考える必要がある。

特定調査票の調査結果を毎月公表することについて、部内ではどのような検討を行ったのか。

3 か月のデータを蓄積すれば一定の出現数が確保できるので、3 か月移動平均値の公表が可能か部内で検討を行っている。

特定調査票の方が基礎調査票よりも調査対象数が少ないため、基礎調査票と結果精度が異なる特定調査票の結果を毎月公表することについては十分に検討する必要がある。

本課題への対応については、特定調査票の調査事項は、調査結果を迅速に公表する必要がある基礎調査票の調査事項とは性格が異なることを強調した方が説得力があるのではないか。

被調査経験の有無によって生ずる回答傾向の違いを踏まえた推計方法等の検討に関する課題については、例えば、労働力調査への回答が1年目である報告者と2年目である報告者との間で、非協力の割合や就業状態を比較した場合、両者に大きな差異が生じていることはないのか。

非協力の割合については、今手元にデータを持ち合わせていないが、大きな違いが見受けられるわけではない。また、就業状態については、年齢加算の影響もあり、2年目の報告者の方が非労働力人口が若干高くはなるが、1年目の報告者と比べて動き自体に大きな差異は生じていない。

本課題については、個々の報告者レベルで1年目と2年目の報告内容を比較して、被調査経験の有無による無回答状況や回答傾向の違いの有無を説明した方が分かりやすいのではないか。

データの多角的・機動的な利用の検討に関する課題への対応の一環として、discouraged worker(就業意欲喪失者)の概念に近似する「求職意欲が低下としたと見られる者」(注参照)に関する統計を作成・公表しているとのことだが、これ以外に、新たな統計等の公表を行っている例はあるか。

リーマンショック後、失業者が急増したので、失業者の失業前の雇用形態に関する集計を行っている。また、従業上の地位と雇用形態とのクロス集計などの分析を行い、その結果を統計局のホームページにトピックとして掲載している。

(注)「求職意欲が低下したと見られる者」とは、調査期間中には仕事を探す活動をしなかったが、過去1年間に仕事を探す活動をしたことがある者等をいう。

情報通信技術の活用等による公表の早期化の検討に関する課題への対応として、オンライン調査の導入の検討は行われているのか。

労働力調査については、調査月の翌月末に公表するという非常にタイトなスケジュールであり、世帯調査からの報告方法が複数になると、報告内容の確認により多くの時間と手間が必要となり、現在の公表時期を維持することができなくなるため、現在のところオンライン調査の導入は検討していない。現在、世帯調査にオンライン調査を一部導入している周期調査は数年に1度実施される周期調査であり、公表まである程度の時間があるが、こうした周期調査と毎月実施し翌月公表を行う労働力調査のような経常調査とでは事情が異なる。

#### イ 今回答申案の「今後の課題」について

特定調査票の「非正規雇用で就いた理由」を把握するための調査事項の選択肢のうち、「家事・育児・介護等と両立しやすいから」については、その主眼は、前半の「家事・育児・介護等」より後半の「両立しやすいから」に置かれており、この観点から考えると、当該選択肢を育児関連と介護関連に分ける必要はないのではないかと。

「非正規雇用で就いた理由」を把握するための調査事項の選択肢に関し、答申案に検討期限を明記することについては、労働力調査は調査実施部局において頻繁に検討されているため、必要ないのではないかと。また答申案文中の「回答率」という用語は「出現率」の方が適当ではないかと。

答申案において検討期限を明記するのではなく、社会的要請が高まった際に、選択肢を育児関連と介護関連に分離することを検討すればよいのではないかと。

介護へのニーズは今後増加することが見込まれることから、定期的に選択肢の分離の必要性について検討を行い、適当な時期に分離を行う必要があるといった趣旨から、検討

時期を答申案に明記する必要があるのではないか。

おおむね5か年ごとに見直すこととされている「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）との関係はどのようになるのか。

現在の基本計画に掲げられた各種課題は、計画策定時に想定されたものしか記載されていない。また、他の統計調査に関する統計委員会答申において、今後の課題に関し検討時期を明記している例はいくつもあり、答申へ検討時期を明記することは特別なことではない。

労働力調査の計画変更の際に参考とした平成22年の「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（一般統計調査、厚生労働省）によれば、「家庭の事情（家事・育児・介護等）や他の活動（趣味・学習等）と両立しやすいから」という回答の出現率は24.5%であり、当該出現率は当面大きく変化することはないと考えられるため、答申案において1、2年のような短い期限を設けて選択肢の検討を行うことは適切でないとする。

#### ウ 基幹統計の指定の変更（名称変更）について

労働力調査の基幹統計としての名称については、「統計」と「調査」を区分する統計法の考え方や基幹統計の名称を変更した過去の例との整合性等を勘案し、「労働力統計」が適当と考える。

調査名として、労働力調査という名称は今後も残ることから、基幹統計の名称としては「労働力統計」で問題ないとする。これは、国勢調査と国勢統計との関係と同様である。

#### エ その他

基礎調査票の「勤め先・業主等の名称・事業内容」を把握する調査事項において、派遣労働者の場合、従来の派遣元企業の名称・事業内容から、新たに派遣先企業の名称・事業内容を把握するものに変更される。これについて、SNA（国民経済計算）のコア勘定では、派遣労働者は派遣元の産業で整理することとされているが、労働力調査の組換え集計により派遣元企業別の派遣労働者数も引き続き得ることができるため、当該変更によってSNAの推計に特段の支障が生じることはない。

現行の完全失業率については、その算出基礎となる労働力人口の中に「通学のかたわらに仕事をしている学生」も含まれているため、世帯の生計を担う必要があるが職に就けていない者など本当に生活に困窮している者を加味したものとなっていない。したがって、現行の完全失業率に加え、労働力人口から「通学のかたわらに仕事をしている学生」を除いた失業率も作成・公表する必要があるのではないか。

通学のかたわらに仕事をしている学生を除いた失業率を明示的に公表する必要性は理解できるが、その公表に当たっては、その結果の安定性について慎重に考える必要がある。

なお、昭和25年以降用いられている「完全失業率」という用語の「完全」という言葉は、昭和25年以降の失業率がそれ以前のものとは異なることを示すため付けられたものと聞いており、既に相当の期間が経過しておるので、当該学生を除いた失業率等の公表を検討する際には、併せて「完全」という言葉を外すことを検討することが望ましい。

政策的な必要性から「通学のかたわらに仕事をしている学生を除いた失業率」等を作成することに意義は認めるが、複数の種類の失業率を公表することに伴う混乱が考えられ、適当ではないのではないか。

(2) 就業構造基本調査の答申案について

部会長から、就業構造基本調査の変更等についての答申案が示され、審議の結果、答申案は採択された。答申案は、平成 24 年 1 月 20 日に開催予定の統計委員会において部会長から報告することとされた。

なお、就業構造基本調査の基幹統計としての名称については、「労働力統計」と同様の考え方により、「就業構造基本統計」へ変更することが適当とされた。

主な意見は、以下のとおり。

「就業時間の増減希望」の設問の報告対象を、従来、有業者のうち継続就業者のみとしていたものを、全ての有業者（「仕事をすっかりやめてしまいたい者」を除く。）に変更することが計画されている。「調査票の記入のしかた」の説明を、この変更後の内容が報告者に分かりやすいような内容とするのか。

御指摘を踏まえ、「調査票の記入のしかた」を報告者に分かりやすいものとしたい。